

資料2

平成25年度都道府県等
栄養施策担当者会議
H25.7.23

特定給食施設における健康増進を目的とした 栄養管理の評価と指導・支援のあり方

厚生労働省 健康局

がん対策・健康増進課 栄養指導室

特定給食施設における栄養管理に関する 指導及び支援の改正の方向性

○ 目指す成果から、特定給食施設の栄養管理 を考える

<改正の視点>

- ① これまでに達成できたこと、達成できていないことを明らかにするための整理を行い、達成できていないことについて、目指す成果から必要な対応を選択する。
- ② 目指す成果から、特定給食施設の特徴に応じた栄養管理の向上を図るための仕組みを整える。
- ③ 目指す成果から、栄養管理の評価を確実にを行い、効率的・効果的に指導及び支援を行う仕組みを整える。

特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援の構造

平成25年

「特定給食施設における栄養管理に関する
指導及び支援について」

第1 特定給食施設に関する指導及び支援に係る 留意事項

- 1 現状分析に基づく効率的・効果的な指導及び支援
- 2 特定給食施設における栄養管理の評価と指導計画の改善
- 3 その他、指導及び支援に係る留意事項
(災害等に備えた協力体制の整備等)

栄養管理上の課題の明確化と
その課題解決に向けた取組の推進

第2 特定給食施設が行う栄養管理に係る留意事項

- 1 身体の状態、栄養状態等の把握、食事の提供、品質管理
及び評価
- 2 提供する食事(給食)の献立
- 3 栄養に関する情報の提供
- 4 書類の整備
- 5 衛生管理
- 6 災害等の備え

身体状況を含めた
総合的な評価の実施

第3 健康日本21(第二次)の個別目標の評価基準に 係る留意事項

第4 管理栄養士を置かなければならない特定給食 施設の指定

平成15年

「健康増進法等の施行について」
(特定給食施設関係)

第1 法令の規定の趣旨

第2 栄養管理及び指導の強化

重点の明確化

第3 管理栄養士を置かなければならない 特定給食施設の指定

第4 特定給食施設等における栄養管理 基準

第5 その他

特定給食施設に関する現状分析の結果

1. 特定給食施設数の増加に伴い、管理栄養士・栄養士の配置率も進み、平成23年度で配置率は70.7%、配置管理栄養士・栄養士数は75,960名に上る[参考資料P.66]。
2. 施設別にみると配置率は異なり、病院及び介護老人保健施設で配置率がほぼ100%に達する一方、児童福祉施設及び事業所では配置率が50%前後にとどまっている[参考資料P.67]。
3. 児童福祉施設や事業所の配置率は自治体で異なり、児童福祉施設では、最も高い島根県で87.9%、最も低い高知県で16.5%など、その差は大きい[参考資料P.68-70]。

目指す成果から、特定給食施設の栄養管理を考える

管理栄養士の配置率がほぼ100%の病院、介護老人保健施設に対して

より高度な栄養管理を実施するために、
職能団体と技術研修の実施について
調整を行う。

【病院】

- チーム医療の推進
- 診療報酬改定
- ・栄養サポートチーム加算
(平成22年度)
- ・糖尿病透析予防指導管理料
(平成24年度)
- ・栄養管理実施加算が入院
基本料等の算定要件として
包括評価(平成24年度)

【介護老人保健施設】

- 栄養ケア・マネジメント
の導入(平成18年度)

栄養改善

疾病の
発症・重症
化予防

医療費等の
伸びの抑制

健康増進を目的とする施設
に対して

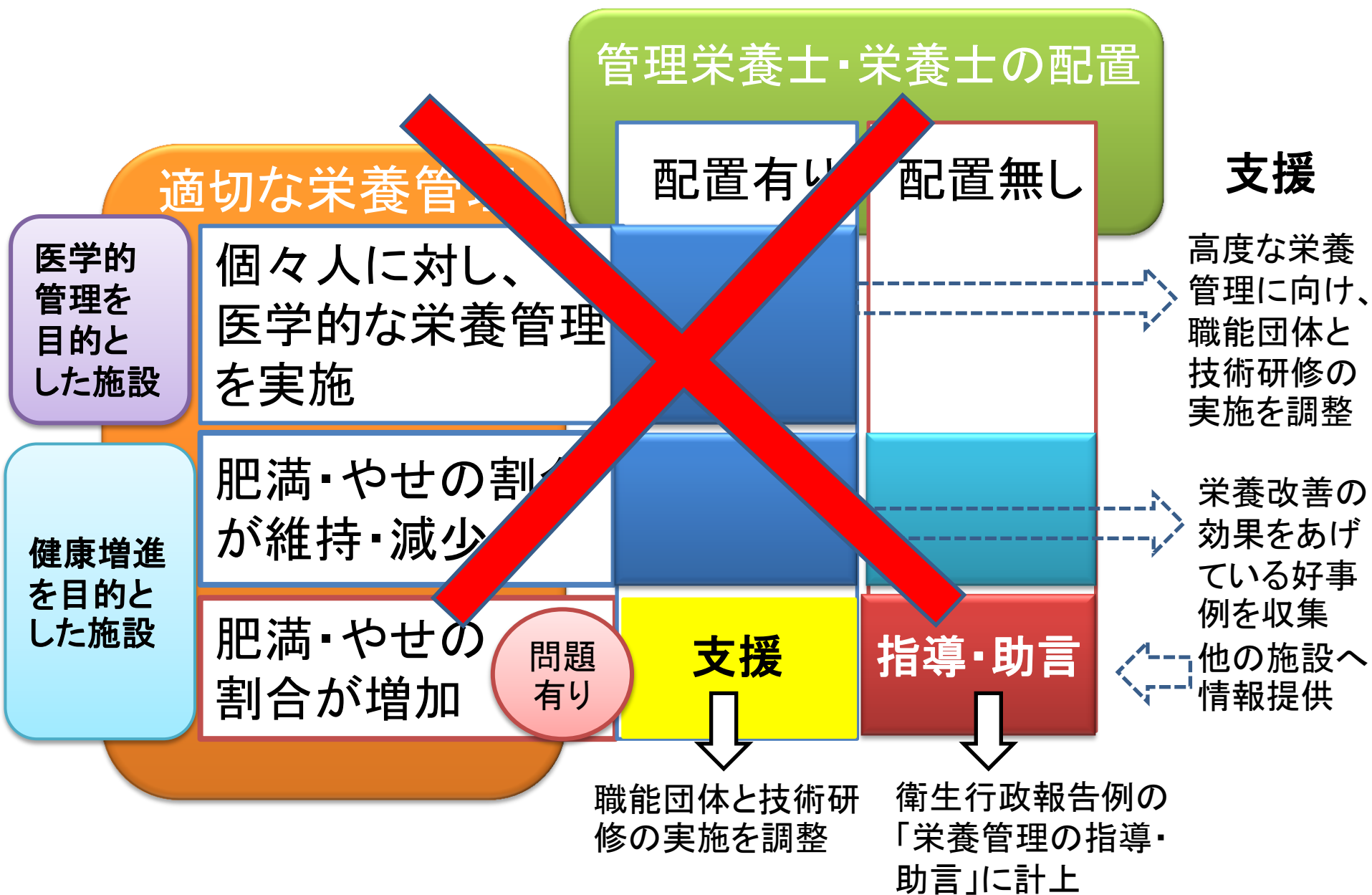
栄養管理の評価として、肥満
及びやせの状況を把握し、
課題がある場合(肥満及び
やせの者の割合が増加して
いる場合)は、指導・助言を
行い、改善を図る。

健康日本21(第二次)「栄養・食生活」の目標項目

目標項目	利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加
現状	(参考値) 管理栄養士・栄養士を配置している施設の割合 70.5%(平成22年度)
目標	80%(平成34年度)
データソース	厚生労働省「衛生行政報告例」

- 平成25年度から衛生行政報告例において把握することになった「調理師」の配置を、管理栄養士・栄養士の配置とともにあわせて評価することについては、実際の配置状況を確認しつつ、今後中間評価等において検討。
- 栄養の評価、改善については、健康増進を目的とした施設において、
 - (1)管理栄養士・栄養士の配置状況
 - (2)肥満及びやせに該当する者の割合で評価。

栄養管理の評価と指導・支援の方法



栄養管理の評価と指導・支援の方法(案)



管理栄養士・栄養士の配置

配置有り

配置無し

指導・助言

指定施設にあつては、衛生行政報告例の「管理栄養士配置」について、指導・助言を行った場合に計上

適切な栄養管理

医学的管理を目的とした施設

個々人に対し、医学的な栄養管理(個別的な栄養管理が重視される者を含む)を実施

都道府県の実情に合わせて独自のルールでの指導・助言(衛生行政報告例には計上しない)

健康増進を目的とした施設※

肥満・やせの割合が維持・減少

肥満・やせの割合が増加

指導・助言

指定施設にあつては、衛生行政報告例「指導・助言件数」の「栄養管理」に計上
指定施設以外の特定給食施設にあつては、「指導・助言件数」に計上

肥満及びやせの割合が増加している施設全てに対して指導・助言を行う
→計上する指導・助言件数は、肥満及びやせの割合が増加している全施設数となる



適切な栄養管理

健康増進を
目的とした
施設※

肥満・やせの
割合が増加

指導・助言

各自治体においては、肥満及びやせの割合が増加している全施設に対してどのように助言・指導を行うか工夫が必要

指定施設にあつては、衛生行政報告例「指導・助言件数」の「栄養管理」に計上
指定施設以外の特定給食施設にあつては、「指導・助言件数」に計上

【評価のねらい】

肥満及びやせの割合が増加している施設数の減少

全施設についてモニタリング

- ・全体の推移
- ・施設別の状況の差
- ・都道府県別の状況の差

衛生行政報告例での給食施設分類

施設分類	施設名
学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、学校給食共同調理場(学校給食センター)
病院	病院
介護老人保健施設	介護老人保健施設
老人福祉施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター
児童福祉施設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター
社会福祉施設	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設、身体障害者社会参加支援施設、婦人保護施設、障害者支援施設
事業所	労働基準法に規定する事業所又は事務所
寄宿舍	学生又は労働者を寄宿させる施設
矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所
自衛隊	自衛隊
一般給食センター	特定した施設(複数の場合も含む)に対して継続的に食事を供給している施設であって、前記「学校」から「事業所」までに該当しない施設
その他	前記「学校」から「一般給食センター」まで以外の施設 認定こども園

※健康増進を目的とした施設

学校

児童福祉施設

のうち保育所、児童厚生施設、児童養護施設、
児童自立支援施設、児童家庭支援センター

事業所

寄宿舍

矯正施設

自衛隊

一般給食センター

その他

* 個別的な栄養管理が重視される者を含む施設が入っている施設分類は、今回は対象外とした

肥満及びやせに該当する者の判定・評価方法(案)

○ 成人(18歳以上)

BMI (Body Mass Index) を用いて、「日本肥満学会(2000年)による肥満の判定基準」により判定

肥満: 25.0以上 やせ: 18.5未満

○ 幼児(3歳以上6歳未満)

幼児身長体重曲線(性別・身長別標準体重)*を用いた評価方法

肥満: +30%以上 やせ: -20%以下

* 2000年値による式を優先するが、2010年値による式でも可

* 今後、早見表及び判定用の簡易ソフトを配布予定

○ 児童・生徒(6~17歳)

学校における健康診断結果を用いて肥満傾向児及びやせ傾向児の割合を算出(評価)

肥満: +20%以上 やせ: -20%以下



栄養の評価、改善のモニタリング方法(案)

- 栄養の評価、改善については、健康増進を目的とした施設において、
 - (1) 管理栄養士・栄養士の配置状況
 - (2) 肥満及びやせに該当する者の割合 で評価。



衛生行政報告例の記入要領の変更(案) ※現在、統計情報部と調整中。

第13 特定給食施設に対する指導・監督 (記入要領 一抜粋一)

表 頭			
指定施設	指導・助言件数	法第22条の規定により、指定施設に対して指導・助言を行った件数を計上する。同一施設に対して、管理栄養士配置及び栄養管理の両方の内容を指導・助言した場合には、管理栄養士配置及び栄養管理の両方に計上すること。	
	管理栄養士配置	法第21条第1項に規定する管理栄養士の配置について指導・助言を行った件数を計上すること。	
	栄養管理(2)	法第21条第3項に規定する適切な栄養管理の実施に関して、 <u>健康増進を目的とした施設において、肥満及びやせに該当する者の割合が前年に比べて増加している施設に対して、</u> 指導・助言を行った件数を計上すること。	
特定給食施設	指定施設以外の	指導・助言件数(11)	法第22条の規定により、「指定施設」以外の特定給食施設に対して、第21条第3項に規定する栄養管理の実施に関して、 <u>健康増進を目的とした施設において、肥満及びやせに該当する者の割合が前年に比べて増加している施設に対して、</u> 指導・助言を行った件数を計上すること

※下線部を新たに追加する

栄養の評価、改善のモニタリング方法(案)の課題

➤ 開始時期

肥満及びやせに該当する者の割合が増加しているかどうか評価するには、前年度との比較が必要。

衛生行政報告例の記入要領の変更は、書面上、平成27年度から変更する予定であり、その場合、平成26年度との比較を行う必要があるため、その旨、平成25年度中に周知を行う予定(当室が文書を発出する予定)

栄養の評価、改善のモニタリング方法(案)の課題

▶ 常勤及び非常勤の扱い

→ 今回は従前のとおり常勤のみについて
計上する

(理由)

・ 配置促進には、常勤が基本となるため、
配置率が十分に伸び、その動向に変化が
ない時期が来るまでの間現行どおりとする。

目標項目	利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加
現状	(参考値) ・管理栄養士・栄養士を配置している施設の割合 70.5%(平成22年度) ・管理栄養士・栄養士を配置している施設＋管理栄養士・栄養士を配置していない施設において肥満及びやせに該当する者の割合が増加していない施設の割合
目標	80% (平成34年度)
データソース	厚生労働省「衛生行政報告例」

- 平成25年度から衛生行政報告例において把握することになった「調理師」の配置を、管理栄養士・栄養士の配置とともにあわせて評価することについては、実際の配置状況を確認しつつ、今後中間評価等において検討。
- 栄養の評価、改善については、健康増進を目的とした施設において、
(1)管理栄養士・栄養士の配置状況
(2)肥満及びやせに該当する者の割合 で評価。

栄養管理の評価と指導・支援の方法

今後の見通し

管理栄養士・栄養士の配置

調理師の配置

適切な栄養管理

配置有り

配置無し

医学的管理を目的とした施設

個々人に対し、
医学的な栄養管理
を実施

健康増進を目的とした施設

肥満・やせの割合
が維持・減少

肥満・やせの
割合が増加

問題
有り

ここを評価

減らす

ゼロに近づける

